

## 実質的支配者についての考え方

改正「犯罪収益移転防止法」の施行(2016年10月1日)に伴い、法人のお客さまの実質的支配者を確認させていただくことが必須となりました。

実質的支配者とは、法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方のことを言います。当該個人の方の氏名・住居・生年月日、お客様との関係等を確認させていただきます。併せて、お客様の実質支配者に関する本人確認書類のご提出をお願いいたします。

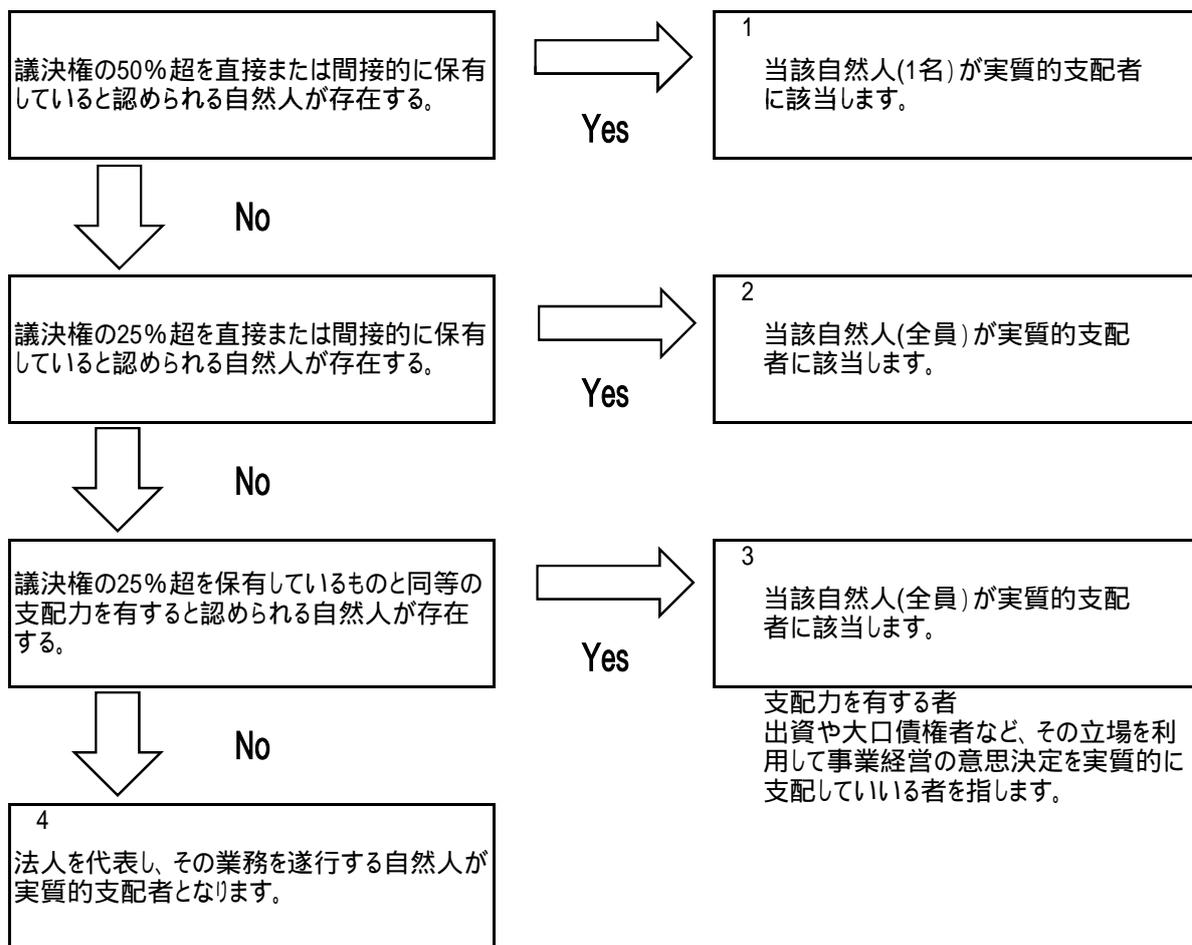
実質的支配者が法人に該当される場合は、当該法人を支配されている自然人の方まで遡ってご記載ください。

### (1) お客様が非上場の株式会社、有限会社、投資法人、特定目的法人(資本多数決法人)の場合

1. 議決権の50%超を直接的・間接的に保有する個人(自然人)の方。  
(議決権を持つ方が法人の場合、当該法人の議決権の50%超有している方が、その法人の有している議決権を保有しているものとみなします。)
2. 上記1に該当する方がいない場合、議決権の25%超を直接的・間接的に保有する個人(自然人)の方すべて。  
(議決権を持つ方が法人の場合、当該法人の議決権を50%超有している方が、当該法人の有している議決権を保有しているものとみなします。)
3. 上記1～2に該当する方がいない場合、当該法人に支配的な影響を有すると認められる個人(自然人)の方。  
(支配的な影響とは、出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動を通じて支配されている方のことを言います。)
4. 上記1～3に該当する方がいない場合、法人を代表し、その業務を執行する個人(自然人)の方。

間接保有とは、持株会社や法人株主を通じてお客様の株式を間接的に保有している場合を指します。

(実質支配者の範囲-概念図)

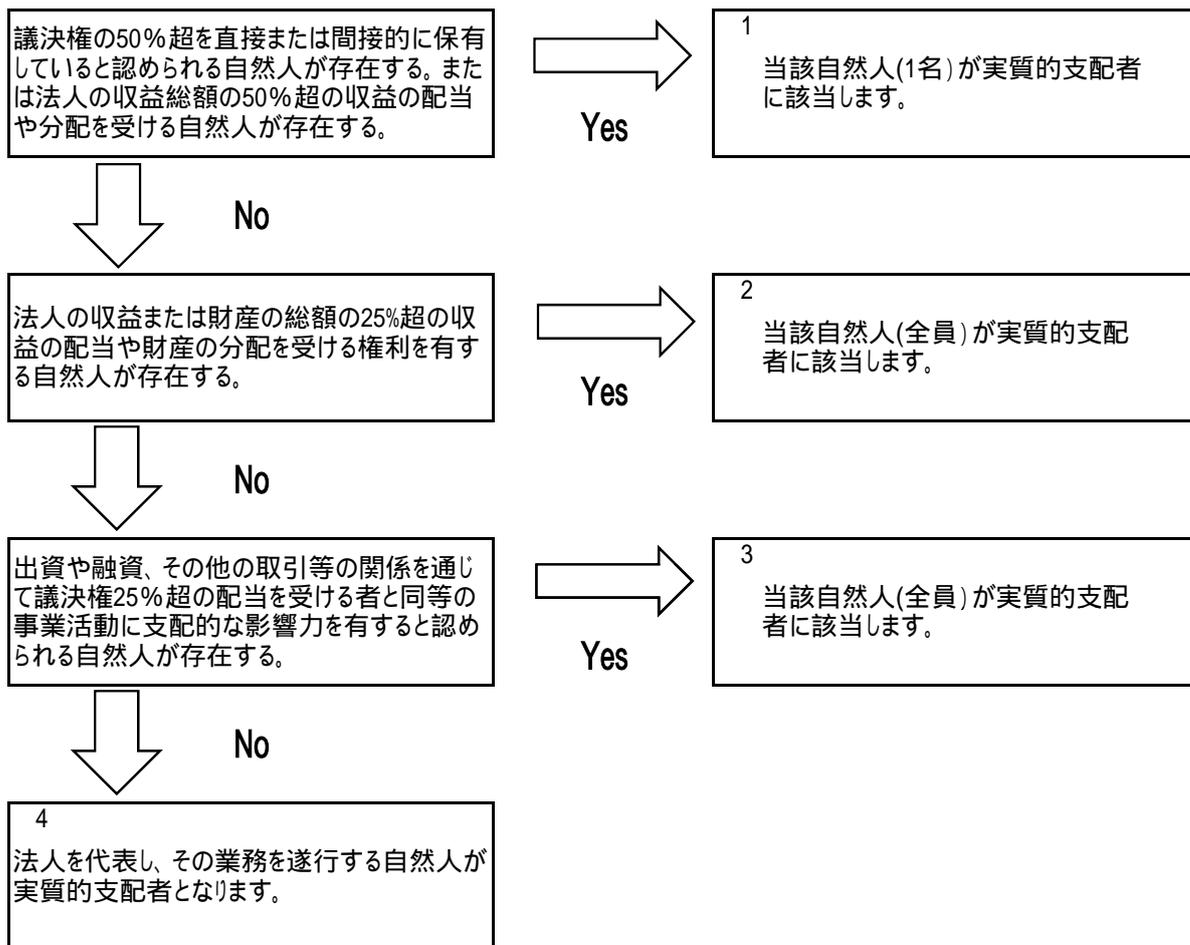


(裏面に続く)

**(2)お客様が学校法人、医療法人、宗教法人、合同会社等(資本多数決法人以外)の場合**

1. 収益総額の50%超の配当を受ける個人の方。
2. 上記1に該当する方がいない場合、収益総額の25%超の配当を受ける個人の方
3. 25%超配当を受ける者と同等以上の支配力を有する個人の方。
4. 上記1～3に該当する方がいない場合、法人を代表し、その業務を執行する個人の方。  
代表する方が複数いらっしゃる場合は、全員の方が、「実質的支配者」となります。

(実質支配者の範囲 - 概念図)



**(3)お客様が上場企業の場合**

実質的支配者としての自然人の記載は不要です。当該上場企業名をご記入ください。